

バス・タクシー事業者に対する時間外労働の 上限規制の適用と改善基準告示の改正について

2023（令和5）年9月21日

福井労働局・労働基準監督署

1

時間外労働の上限規制の解説

2

改正改善基準告示の解説

バス

タクシー

3

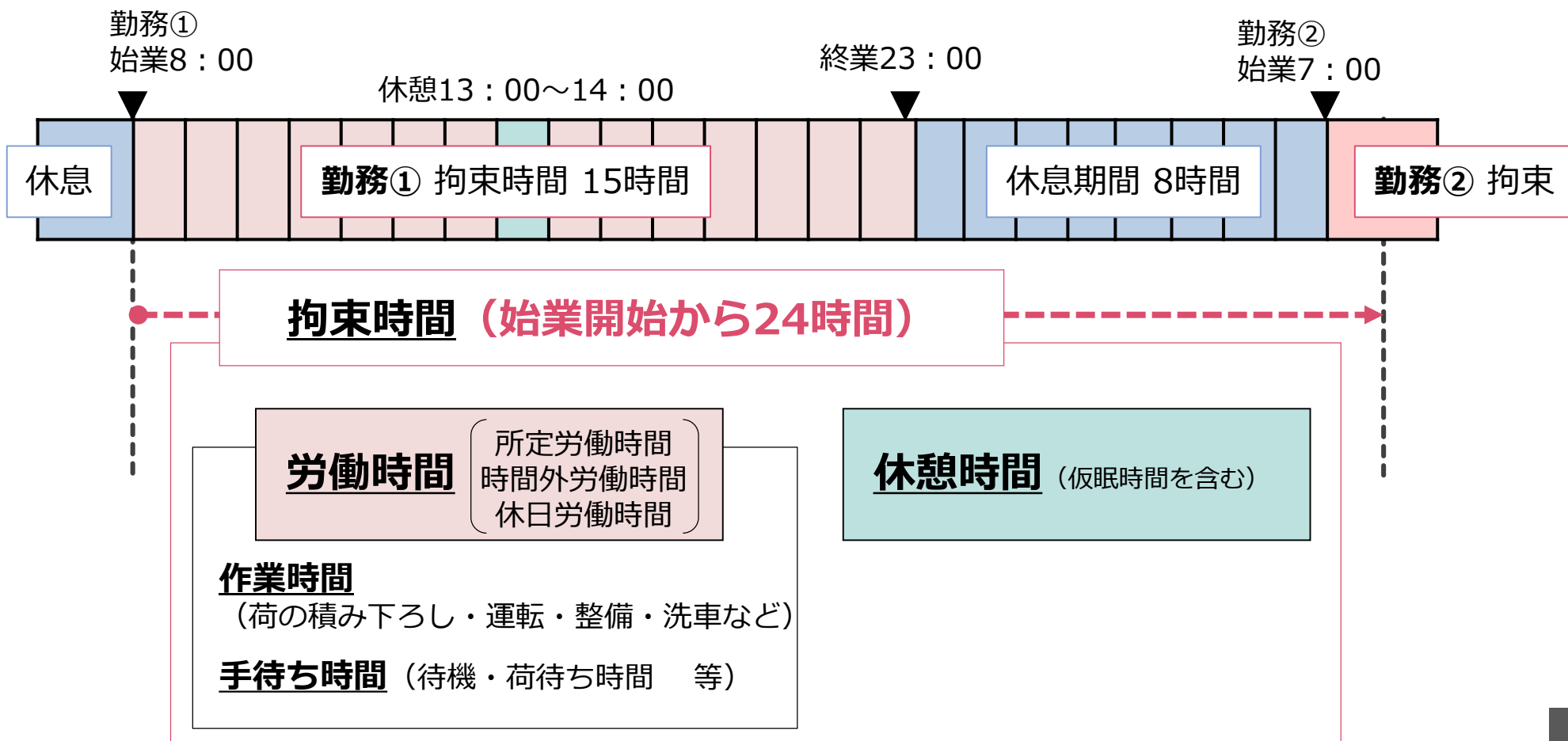
36協定の記載・届出の方法

時間外労働の上限規制の解説

- 拘束時間・休息期間・労働時間・休憩時間
- 労働時間と休日の原則
- 時間外労働の上限

拘束時間・休息期間・労働時間・休憩時間の考え方

- 「拘束時間」 → 「労働時間」・「休憩時間」・その他使用者に拘束されている時間
(始業開始から24時間で計算)
- 「休息期間」 → 使用者の拘束を受けない期間 (労働者の生活時間)



労働時間と休日の原則（法定労働時間・法定休日）

原則

労働時間 **1日8時間** 及び **1週40時間**

休日 **毎週少なくとも1回**（又は4週間に4日以上）



例外

時間外労働・休日労働 を行わせるとき

36協定の締結・届出が必要

時間外労働の上限（時間）と休日労働の上限（回数）を決める

自動車運転手の時間外労働の上限

～2024（令和6）年3月31日

36協定の時間外労働時間数 上限なし



2024（令和6）年4月1日～

36協定の締結
（様式9号の3の4）

原則

1 か月 **45**時間以内
1 年 **360**時間以内

特別条項付き36協定の締結
（様式9号の3の5）

例外

1 か月 —
1 年 **960**時間以内

※時間外労働のみの時間数
（休日労働の時間数は含まない）

- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制は、適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

バス運転手の拘束時間

いずれかの基準を選択

1年 **3,300**時間以内
1か月 **281**時間以内

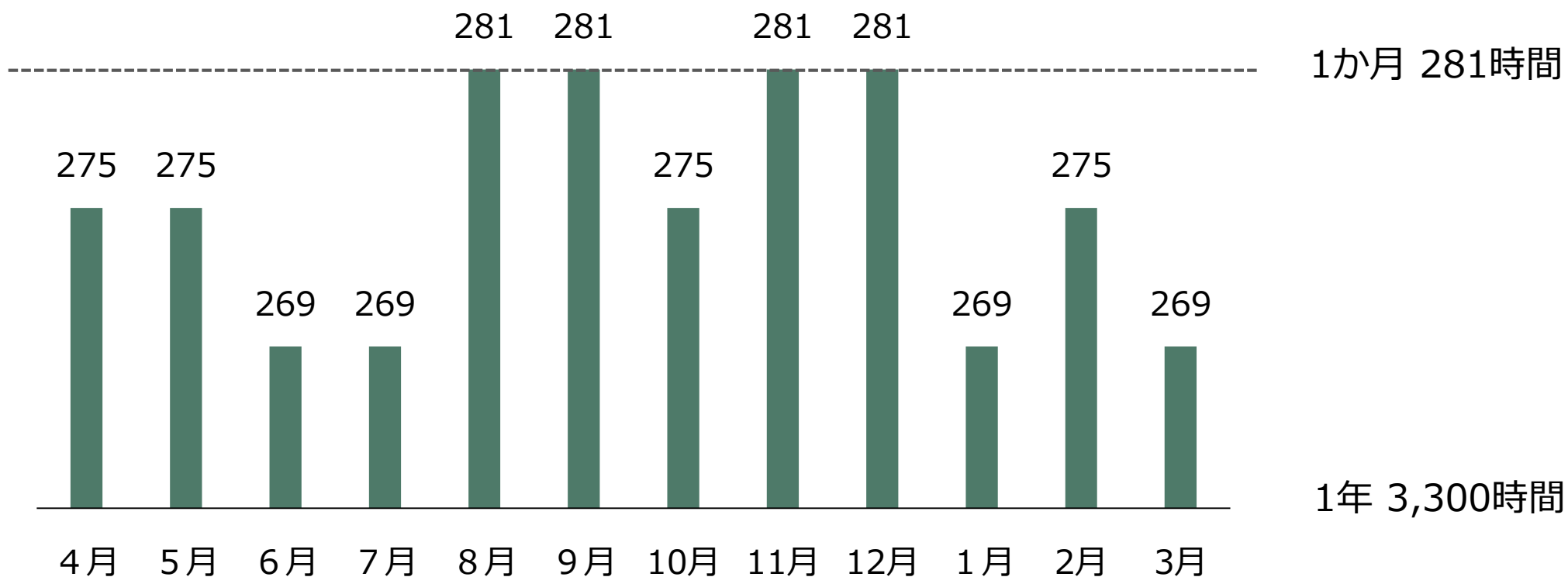
52週 **3,300**時間以内
4週平均1週 **65**時間以内

起算日と併せて、事業場の**就業規則**や**労使協定**等で定めておく

基準の変更、労働者単位の設定、管理期間・協定期間を変更することも可能であるが、同様に事業場の就業規則や労使協定で定めておくことが望ましい。

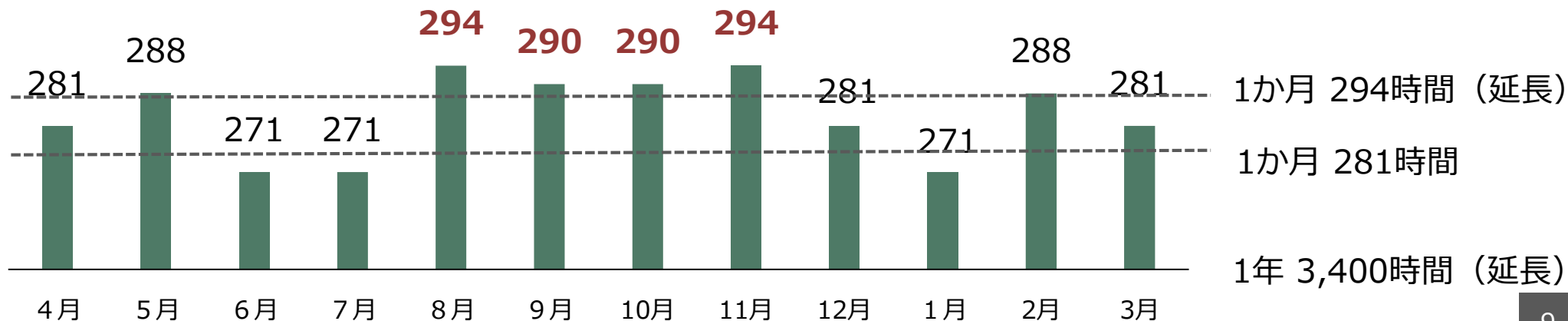
原則

1年の拘束時間は**3,300**時間以内、かつ、
1か月の拘束時間は**281**時間以内



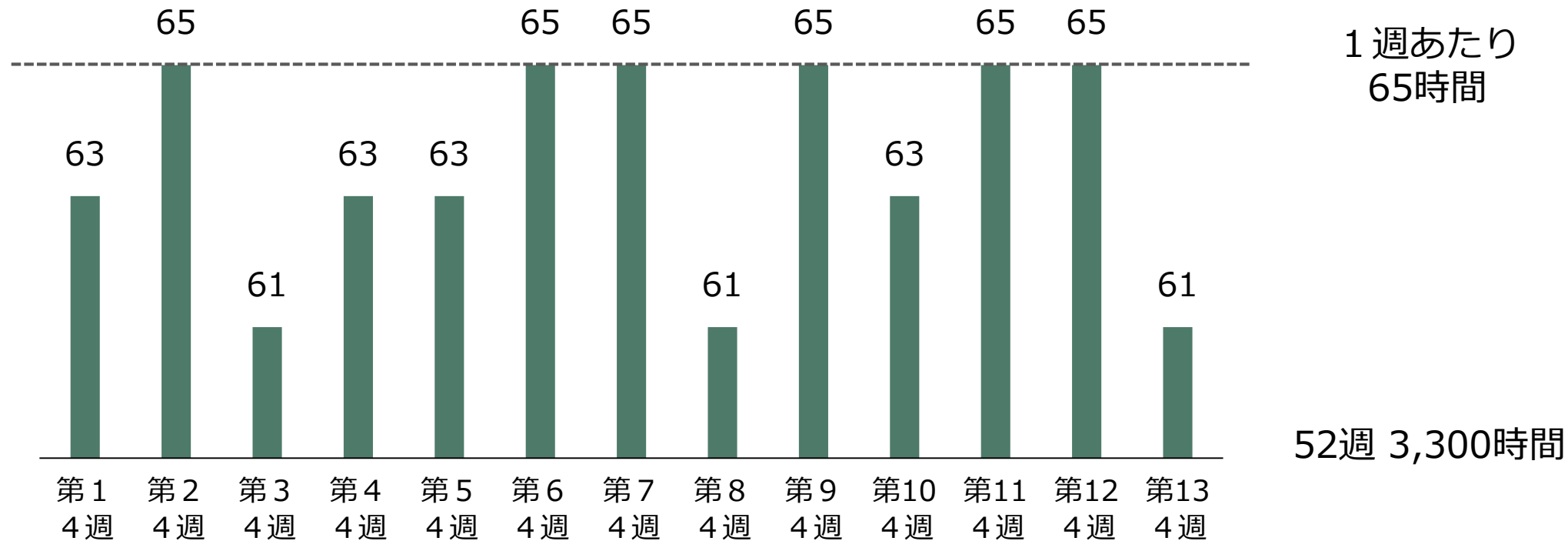
例外

- 貸切バス等乗務者については、
 - 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者
 - 乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運転を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）
 - 高速バスに乗務する者
 - 貸切バスに乗務する者
- 労使協定により、
 - 1年のうち**6か月（回）**まで、
 - 1年の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において、
 - 1か月の拘束時間を**294時間**まで延長することができる。
- **1か月の拘束時間が281時間を超える月は、連続4か月**まで



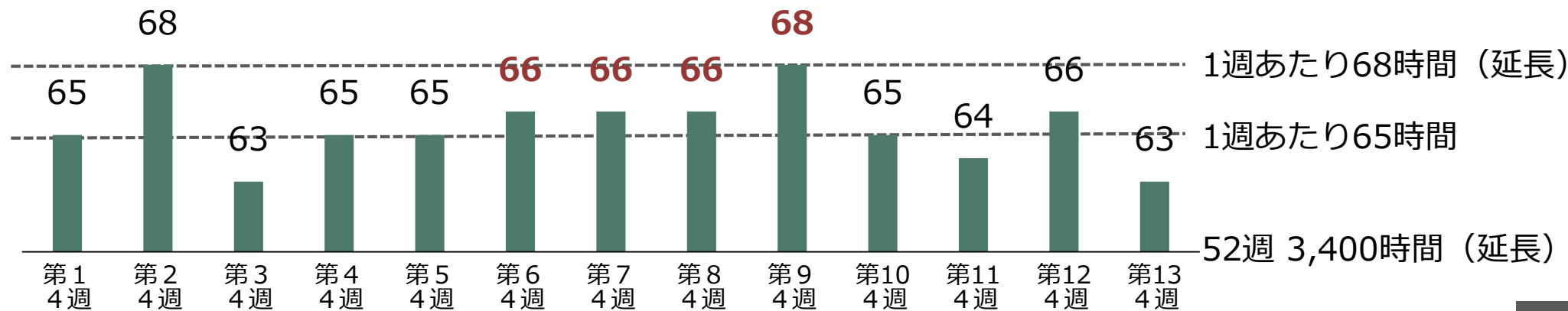
原則

52週間の拘束時間は**3,300**時間以内、かつ、
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は**65**時間以内



例外

- 貸切バス等乗務者については、
 - 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者
 - 乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運転を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）
 - 高速バスに乗務する者
 - 貸切バスに乗務する者
- 労使協定により、
 - 52週のうち24週まで、
 - 52週の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において、
 - 4週平均1週の拘束時間を**68時間**まで延長することができる。
- 4週平均1週の拘束時間が65時間を超える月は、連続16週まで



労使協定 | 拘束時間の延長に関する協定書 (例)

1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する協定書 (例)

(参考) 1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する協定書 (例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 5 条第 1 項第 1 号イただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1 箇月及び 1 年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間計
281 時間	288 時間	271 時間	271 時間	294 時間	290 時間	290 時間	294 時間	281 時間	271 時間	288 時間	281 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

4 週平均 1 週及び 52 週の拘束時間の延長に関する協定書 (例)

(参考) 4 週平均 1 週及び 52 週の拘束時間の延長に関する協定書 (例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 5 条第 1 項第 1 号ロただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4 週平均 1 週及び 52 週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、4 週の起算日は 4 月 1 日とする。

第 1 4 週 (4/1~4/28)	第 2 4 週 (4/29~5/26)	第 3 4 週 (5/27~6/23)	第 4 4 週 (6/24~7/21)	第 5 4 週 (7/22~8/18)	第 6 4 週 (8/19~9/15)	第 7 4 週 (9/16~10/13)
65 時間 (4 週合計 260 時間)	68 時間 (4 週合計 272 時間)	63 時間 (4 週合計 252 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)

第 8 4 週 (10/14~11/10)	第 9 4 週 (11/11~12/8)	第 10 4 週 (12/9~1/5)	第 11 4 週 (1/6~2/2)	第 12 4 週 (2/3~3/2)	第 13 4 週 (3/3~3/30)	52 週間計
66 時間 (4 週合計 264 時間)	68 時間 (4 週合計 272 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	64 時間 (4 週合計 256 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)	63 時間 (4 週合計 252 時間)	3,400 時間

※ 3/31 の拘束時間：9.28 時間 (1 日÷28 日×260 時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

パンフレット P.28・29



運転時間（2日平均1日）

2日を平均した1日あたりの運転時間 9時間以内

	1日の 運転時間	2日平均 運転時間	
⋮	⋮	⋮	⋮
4/30（日）	（休日）	⋮	⋮
5/1（月）	10	（5時間）	$(4/30+5/1) / 2$
5/2（火）	9	9.5時間	$(1+2) / 2$
5/3（水）	9	9時間	$(2+3) / 2$
5/4（木）	12	10.5時間	$(3+4) / 2$
5/5（金）	7	9.5時間	$(4+5) / 2$
5/6（土）	8	7.5時間	$(5+6) / 2$
⋮	⋮	⋮	⋮

5/2（火）は
前日の平均は9時間超だが
翌日の平均は9時間以内
違反にならない

5/4（木）は
・ 前日の平均
・ 翌日の平均
いずれも9時間超
改善基準違反

原則

4週間を平均した1週間あたりの運転時間 40時間以内

(例) 起算日：2023年5月1日(月)

	期間	1週 の 運転時間	4週平均の 運転時間
1週目	5/1(月) ~ 5/7(日)	40	40時間 ○
2週目	5/8(月) ~ 5/14(日)	42	
3週目	5/15(月) ~ 5/21(日)	38	
4週目	5/22(月) ~ 5/28(日)	40	
5週目	5/29(月) ~ 6/4(日)	44	45時間 ×
6週目	6/5(月) ~ 6/11(日)	44	
7週目	6/12(月) ~ 6/18(日)	46	
8週目	6/19(月) ~ 6/25(日)	46	
⋮	⋮	⋮	⋮


40時間超のため
改善基準違反

「起算日」を基準として4週ごとに区切り、その4週ごとのそれぞれの合計運転時間を平均して求めます。

例外

- 貸切バス等乗務者については、**労使協定**により、
 - 52週のうち**16週**まで、
 - 52週の総運転時間が**2,080時間**を超えない範囲内において、
 - 4週平均1週の運転時間を**44時間**まで延長することができる。

(例) 起算日：2023年5月1日（月）

	期間	1週の 運転時間	4週平均の 運転時間
1週目	5/1（月）～ 5/7（日）	44	44時間 
2週目	5/8（月）～ 5/14（日）	46	
3週目	5/15（月）～ 5/21（日）	42	
4週目	5/22（月）～ 5/28（日）	44	
⋮	⋮	⋮	⋮

「起算日」を基準として4週ごとに区切り、その4週ごとのそれぞれの合計運転時間を平均して求めます。

4週平均1週及び52週の運転時間の延長に関する協定書 (例)

パンフレット P.30

(参考) 4週平均1週及び52週の運転時間の延長に関する協定書 (例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第5号ただし書きの規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4週平均1週及び52週の運転時間は下の表のとおりとする。なお、4週の起算日は4月1日とする。

第1 4週 (4/1~4/28)	第2 4週 (4/29~5/26)	第3 4週 (5/27~6/23)	第4 4週 (6/24~7/21)	第5 4週 (7/22~8/18)	第6 4週 (8/19~9/15)	第7 4週 (9/16~10/13)
39時間 (4週合計 156時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	42時間 (4週合計 168時間)	44時間 (4週合計 176時間)	42時間 (4週合計 168時間)

第8 4週 (10/14~11/10)	第9 4週 (11/11~12/8)	第10 4週 (12/9~1/5)	第11 4週 (1/6~2/2)	第12 4週 (2/3~3/2)	第13 4週 (3/3~3/30)	年間計
44時間 (4週合計 176時間)	37時間 (4週合計 148時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	40時間 (4週合計 160時間)	2,080時間

※ 3/31の運転時間: 5.71時間 (1日÷28日×160時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

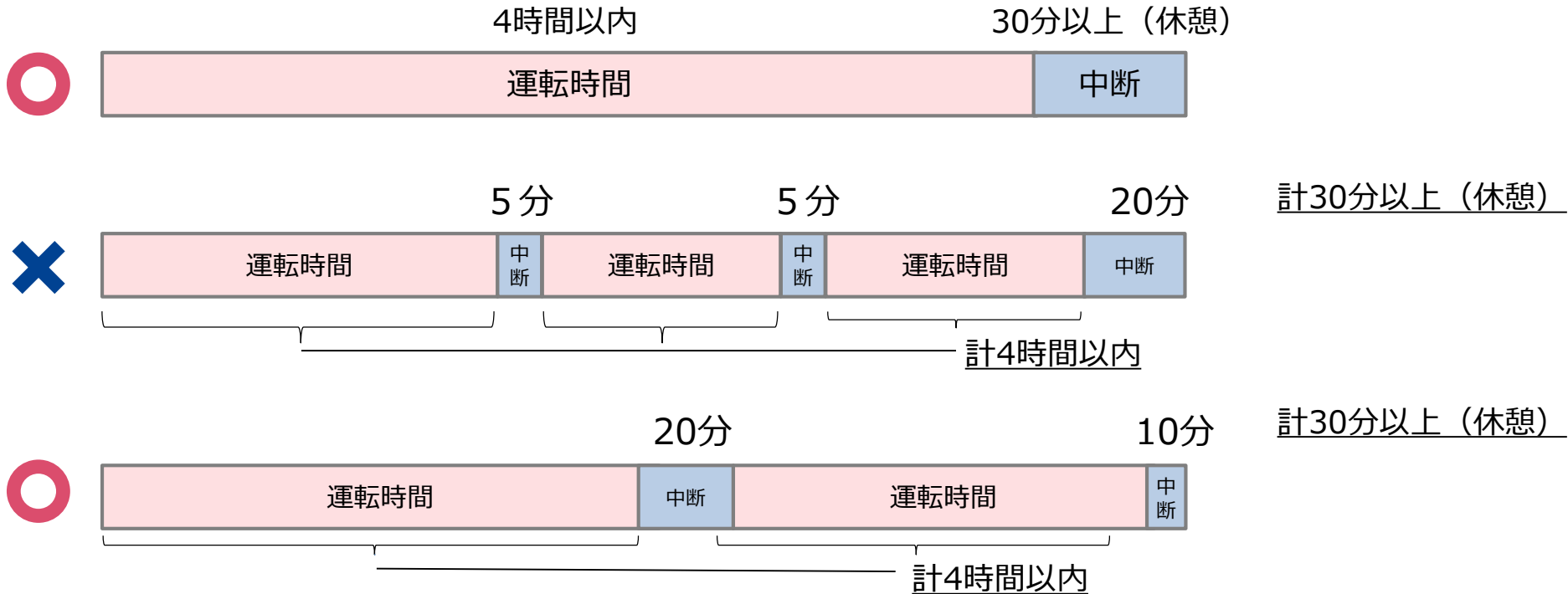
〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



原則

- 連続運転時間は**4時間以内**。
- 運転開始後**4時間以内**または**4時間経過直後**に、**30分以上の運転を中断**して、**休憩等を確保**しなければならない。
- 運転の中断は、**1回が連続10分以上**として、**分割**することもできる。



例外

- **軽微な移動**を行う必要が生じた場合、
 - ・ 当該**必要が生じたことに関する記録**がある場合に限り、
 - ・ 当該**軽微な移動のために運転した時間**を、
 - ・ **一の連続運転時間当たり30分を上限**として、
 - ・ **連続運転時間から除くことができる。**

軽微な移動 とは

- ・ 消防車、救急車等の緊急通行車両の通行に伴い、又は他の車両の通行の妨げを回避するため、駐車または停車した自動車を予定された位置から移動させることをいいます。

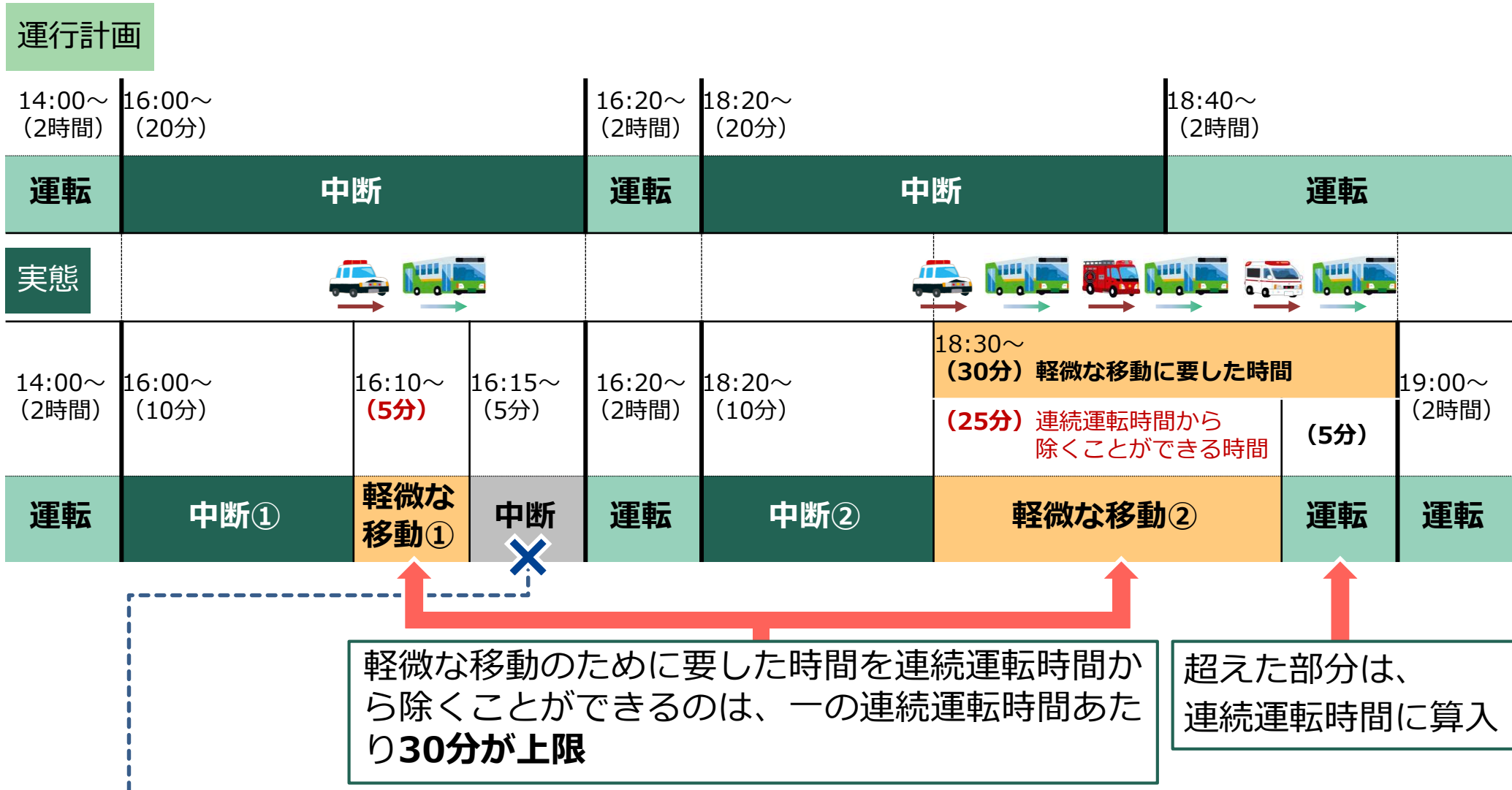
軽微な移動を行う必要が生じたことに関する記録 とは

- ・ 次の①～③等、軽微な移動の事実を、運転日報上の記録等により確認できるもの
 - ①移動前後の場所
 - ②移動が必要となった理由
 - ③移動に要したおおむねの時間数



- ・ 拘束時間や運転時間からは軽微な移動のために運転した時間を除くことはできません。

連続運転時間 | ②例外（軽微な移動を行う必要が生じた場合の例）



(※) 10分未満の中断は、連続運転時間規制における「運転の中断」にカウントされません。

休日

連続33時間以上

(休息期間9時間以上+24時間)

隔日勤務の場合は、連続44時間以上（休息期間20時間以上+24時間）

いかなる場合（※）であっても、連続30時間を下回らない。

（※ 分割休息・2人乗務・フェリー）

休日労働

2週間に1回を超えない。

休日労働によって拘束時間の上限を超えない。

予期し得ない事象への対応時間

- **災害や事故などの通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合には**
1日の拘束時間・運転時間（2日平均）・連続運転時間
から、**予期し得ない事象への対応時間を除くことができる。**
(※1か月の拘束時間等そのほかの規定は、対応時間を除くことができない。)
- **勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与えることが必要。**

予期し得ない事象への対応時間の要件（1・2の両方の要件を満たすことが必要）

1 次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること。

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

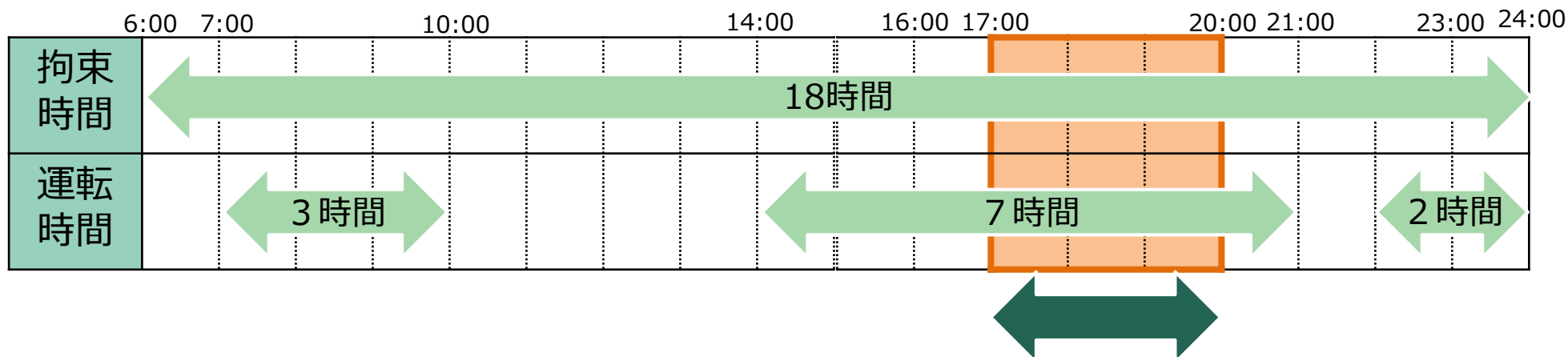
2 客観的な記録により確認できる時間であること。

次の①の記録に加え、②の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できる必要があります。①の記録のみでは客観的な記録により確認できる時間とは認められません。

- ① 運転日報上の記録（対応を行った場所・予期し得ない事象に係る具体的事由・当該事象への対応を開始し終了した時刻や所要時間数）
- ② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料（例えば、次のような資料）
 - ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
 - イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し
 - ウ 日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因が特定できるもの）
 - エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

予期し得ない事象への対応時間（取扱い）

～運転中の17：00に事故の発生に遭遇し、20：00まで道路渋滞が生じ、3時間の運行遅延が生じた場合～



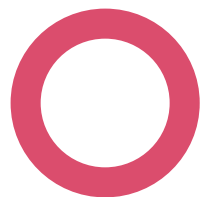
道路封鎖、渋滞への対応に要した時間（3時間）

- 1日の拘束時間 $18時間 - 3時間 = 15時間$
※ ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間
- 運転時間（2日平均） $12時間 - 3時間 = 9時間$
※ 前後の日のいずれかが9時間以下であれば改善基準告示を満たす。
- 連続運転時間 $7時間 - 3時間 = 4時間$
※ 連続運転時間（4時間以下）となり、改善基準告示を満たす。

1

運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

該当する



- 運転中に乗務している車両が予期せず故障したことに伴い、
修理会社等に連絡して待機する時間
レッカー車等で修理会社等に移動する時間
修理中の時間

該当しない

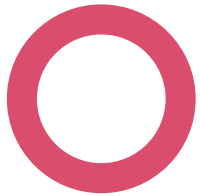


上記対応に伴い、別の運転者が出勤を命じられ、勤務する場合

2

運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

該当する

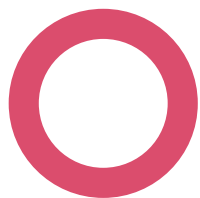


- 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したことに伴い、フェリーの駐車場で待機する時間
- フェリー欠航に伴い、急きょ陸路等で移動する場合、陸路での移動時間がフェリー運航時間とおおむね同程度である等、経路変更が合理的であると認められるとき

3

運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された又は道路が渋滞した場合

該当する



- 前方を走行する車の衝突事故により発生した渋滞に巻き込まれた時間
- 地震や河川氾濫に伴う道路の封鎖、道路の渋滞等に巻き込まれた時間

該当しない



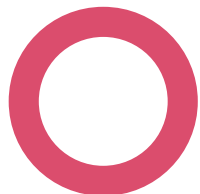
- 災害や事故の発生を伴わない自然渋滞（商業施設や大型イベントの開催、お盆休み等の帰省ラッシュ等、単なる交通集中等）に巻き込まれた時間
- 相当程度遠方の事故渋滞の情報に基づき迂回する時間（※）
- 鉄道事故等による振替輸送・代行輸送等に要した時間

（※）例えば、長野（飯田）から東京（高井戸）に運行中、現地点から約2時間20分先の中央道上り相模湖IC付近で事故が発生し、1時間程度で事故渋滞が解消される見込みであるにもかかわらず、一般道に迂回し、通常約3時間の行程について、約6時間30分を要した場合

4

異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

該当する



- 運転前に大雪警報が発表されていたものの、まもなく解除が見込まれていたため、運転を開始したが、運転開始後も大雪警報が解除されず、結果として運転中に正常な運行が困難となった場合

該当しない



- 異常気象であっても警報が発表されない場合における対応時間

予期し得ない事象への対応時間（注意点）

!

予期し得ない事象への対応時間は、**1か月の拘束時間（4週平均1週）の計算から除くことはできない。**

→ 1か月（4週）の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより1か月（4週平均1週）の拘束時間の上限を超えないよう、余裕ある運行計画にしましょう。

!

予期し得ない事象への対応時間として除くことができる時間は、**運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られる。**

● バス運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにバス運転者Bが急きよ、別の車両で事故現場に駆け付け、運行する場合

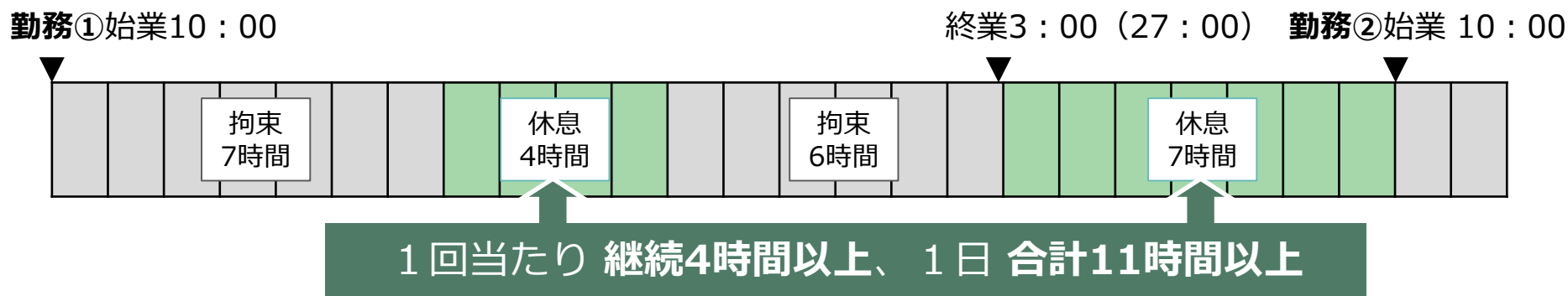
→ バス運転者Bの運転時間は「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができない。

● 運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合

→ 運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しない。

特例（①分割休息）

- 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、**一定期間（1か月程度を限度）における全勤務回数の2分の1を限度**に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。
- **分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、合計11時間以上。（2分割のみ可）**



- ! 休息期間を分割することは、疲労回復の観点から、できる限り避けるべきものであることに留意しましょう。

特例（② 2人乗務）

原則

- バス運転者が、
 - 同時に1台の自動車に**2人以上乗務**する場合であって、
 - **車両内に身体を伸ばして休息することができる設備**があるときは、

バス運転者の専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が一座席以上確保されているとき

- **拘束時間を19時間**まで延長し、
- **休息期間を5時間**まで短縮することができる。

例外

- 設備が次の①②のいずれかの要件を満たす場合、

- ① 当該設備として車両内ベッドが設けられていること。
- ② バス運転者の休息のための措置として、【原則】の要件を満たす専用の座席を設けた上で、当該座席についてカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられていること。

- **拘束時間を20時間**まで延長し、
- **休息期間を4時間**まで短縮することができる。

原則

- 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、**2 暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間**を与える場合に限り、バス運転者を**隔日勤務**に就かせることができる。

例外

- 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、**夜間に4時間以上の仮眠**を与える場合には、**2週について3回を限度**に、この2 暦日の**拘束時間を24時間まで延長**することができる。
- 2週における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない。



- 隔日勤務の特例の適用は、**業務の必要上やむを得ない場合**に限られます。
- **日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者の生理的機能への影響を鑑み、認められません。**

改正改善基準告示のまとめ

拘束時間 ・1か月（1年） ・4週平均1週（52週）	①②のいずれかを選択	P.7
	1 1年 3,300時間 1か月 281時間 (※)「貸切バス等乗務者」は、労使協定により 1年 3,400時間 1か月 294時間 まで延長可（ただし、281時間超は連続4か月まで）	P.8～
	2 52週 3,300時間 4週平均1週 65時間 (※)「貸切バス等乗務者」は、労使協定により 52週 3,400時間 4週平均1週 68時間まで延長可（ただし、65時間超は連続16週まで）	P.10～
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回まで）	P.13
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	P.13
運転時間	2日平均1日 9時間以内 4週平均1週40時間以内 (※)「貸切バス等乗務者」は、労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可	P.14～
連続運転時間	4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上） (※) 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる	P.18～
休日	連続33時間以上（休息期間9時間+24時間）、隔日勤務は連続44時間以上（休息期間20時間+24時間） ・いかなる場合（分割休息・2人乗務・フェリー乗船の場合）であっても、30時間を下回らない。 ・休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない。	P.21
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる。 勤務終了後、通常通りの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える。	P.22～
特例①分割休息	分割休息は1回4時間以上／休息期間の合計は、2分割11時間以上／一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度	P.29
特例②2人乗務	身体を伸ばして休息できるバス運転者の専用座席がある場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 車両内ベッド等が設けられている場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可	P.30
特例③隔日勤務	2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 (※) 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を4時間まで延長可（2週間に3回まで）2週間の拘束時間は126時間	P.31
特例④フェリー	フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則として、フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	(略)

日勤 勤務

1か月の拘束時間は**288**時間以内

隔日 勤務

1か月の拘束時間は**262**時間以内



隔日勤務とは

- 始業及び終業の業務が同一の日に属さない業務
- 2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うもの

例外

- **地域的事情その他特別な事情**（地方都市における顧客需要の状況等）がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月まで1か月の拘束時間を270時間まで延長できる。

(隔日勤務のタクシー運転者)

(参考) 1箇月の拘束時間の延長に関する協定書 (例) (隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 地域的事情その他の特別の事情がある場合、1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。
各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270時間	262時間	265時間	265時間	262時間	262時間	262時間	262時間	267時間	270時間	262時間	267時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)


〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

パンフレット

P.24



日勤 勤務

- **1日の拘束時間**（始業時刻から起算して24時間）は、**13時間以内**
拘束時間を延長する場合であっても、上限は**15時間以内**
 - **1日の休息期間**は、勤務終了後、**継続11時間以上**与えるよう努めることを基本とし、**継続9時間**を下回ってはならない
-  1日の拘束時間について、13時間を超えて延長する場合は、14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があります。回数は1週について3回までが目安です。
- 14時間を超える日が連続することは望ましくありません。

隔日 勤務

- **2暦日の拘束時間**（始業時刻から起算して24時間）は、**22時間以内**
かつ、**2回の隔日勤務を平均し**、隔日勤務1回当たり**21時間以内**
- **2暦日の休息期間**は、勤務終了後、**継続24時間以上**与えるよう努めることを基本とし、**継続22時間**を下回ってはならない

車庫待ち等 とは

顧客の需要に応ずるため常態として車庫等に待機する就労形態のこと

(車庫待ち等の要件)

- ① 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。
- ② 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態がないこと。
- ③ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。
- ④ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。



- 車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち等・駅待ち等の形態によって就労する自動車運転者であり、**比較的作業密度が薄いこと等により、帰庫させ仮眠時間を与えることが可能な実態を有する場合**をいいます。一般的な駅前ロータリー、病院、路上での客待ちは、**いわゆる車庫待ち等に該当しません。**
- ③・④の仮眠時間や休憩が確保される実態であるにもかかわらず、タクシー運転者の自らの都合で、現実に仮眠や休憩を取得しなかった場合は、車庫待ち等の要件に該当するものとして取り扱うことができます。

日勤勤務の車庫待ち等の自動車運転者

- **1か月の拘束時間**を、**労使協定**により**300時間まで延長**できる
- **1日の拘束時間**を、次の①～③の要件を満たす場合、**24時間まで延長**できる
 - ① 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること
 - ② 1日の拘束時間が16時間を超える回数が1か月について7回以内であること
 - ③ 1日の拘束時間が18時間を超える場合には、仮眠設備において、夜間に4時間以上の仮眠時間を確実に与えること

隔日勤務の車庫待ち等の自動車運転者

- **1か月の拘束時間**を、**労使協定**により**270時間まで延長**できる
(下記の①②の要件を満たす場合は、さらに**10時間加えた時間まで延長**できる)
- **2暦日の拘束時間**を、次の①②の要件を満たす場合、**24時間まで延長**できる
 - ① 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。
 - ② 労使協定により、「2暦日の拘束時間が22時間を超える回数」及び「2回平均1回の隔日勤務の拘束時間が21時間を超える回数」の合計を1か月7回以内の範囲で定めること。

労使協定 | 拘束時間の延長に関する協定書 (例)

タクシー

パンフレット

P.25・26



(車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者)

(車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者)

(参考) 1箇月の拘束時間の延長に関する協定書 (例) (車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所 (又は〇〇駅) において待機する就労形態のものとする。
- 2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
300時間	288時間	295時間	288時間	295時間	288時間	288時間	295時間	295時間	300時間	288時間	295時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

(参考) 1箇月及び2暦日の拘束時間の延長に関する協定書 (例) (車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第3号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所 (又は〇〇駅) において待機する就労形態のものとする。
- 2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270時間	262時間	268時間	262時間	268時間	262時間	262時間	268時間	268時間	270時間	262時間	268時間

- 3 2暦日の拘束時間に関し、22時間を超える回数及び2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり21時間を超える回数の合計は、1箇月について5回以内とする。また、夜間4時間以上の仮眠を与えることとする。
- 4 上記3を満たす場合において、2暦日の拘束時間を24時間まで延長するものとする。また、この場合において、1箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記2の表の各月に10時間を加えた時間とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
280時間	272時間	278時間	272時間	278時間	272時間	272時間	278時間	278時間	280時間	272時間	278時間

- 5 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

休日

日勤勤務 連続33時間以上
(休息期間9時間以上+24時間)

隔日勤務の場合は、**連続46時間以上 (休息期間22時間以上+24時間)**
いかなる場合であっても、連続30時間を下回らない。

休日労働

2週間に1回を超えない。
休日労働によって拘束時間の上限を超えない。

予期し得ない事象への対応時間

タクシー

- 災害や事故などの通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間・2暦日の拘束時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができる。
(※1か月の拘束時間等そのほかの規定は、対応時間を除くことができない。)
- 予期し得ない事象への対応時間により、1日及び2暦日の拘束時間が最大拘束時間を超えた場合、勤務終了後、日勤勤務は11時間以上・隔日勤務は継続24時間以上の休息期間を与えることが必要。

予期し得ない事象への対応時間の要件（1・2の両方の要件を満たすことが必要）

(※) バスと同様

1 次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること。

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

2 客観的な記録により確認できる時間であること。

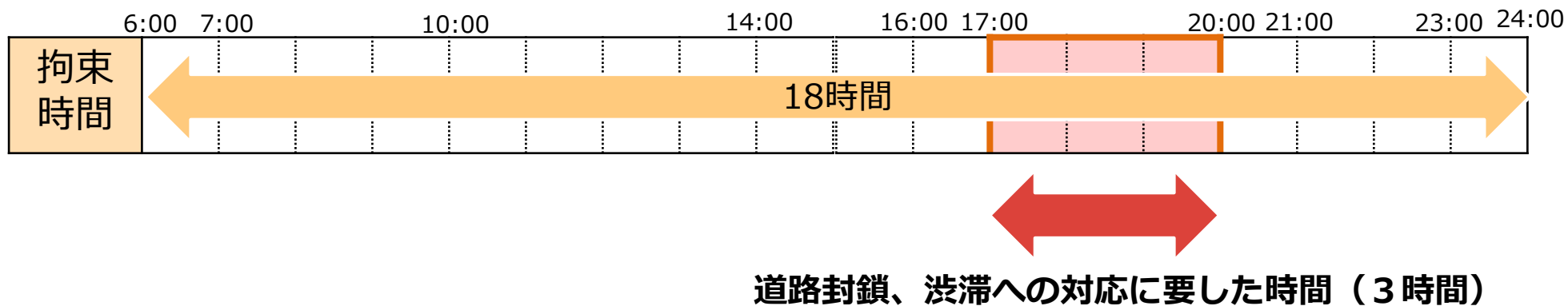
次の①の記録に加え、②の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できる必要があります。①の記録のみでは客観的な記録により確認できる時間とは認められません。

- ① 運転日報上の記録（対応を行った場所・予期し得ない事象に係る具体的事由・当該事象への対応を開始し終了した時刻や所要時間数）
- ② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料（例えば、次のような資料）
 - ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
 - イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し
 - ウ 日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因が特定できるもの）
 - エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

予期し得ない事象への対応時間（取扱い）

タクシー

～運転中の17：00に事故の発生に遭遇し、20：00まで道路渋滞が生じ、3時間の運行遅延が生じた場合～



- 1日の拘束時間 $18時間 - 3時間 = 15時間$

※ ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間

改正改善基準告示のまとめ

タクシー

日勤	1か月の拘束時間	288時間以内	P.34
	1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）	P.36
	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	P.36
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内（※）地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可（年6回まで）	P.34～
	1日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内	P.36
	1日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない	P.36
車庫待ち等の 自動車運転者	日勤	1か月の拘束時間：288時間以内（労使協定により1か月300時間まで延長可） 1日の拘束時間：①～③要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 ① 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える ② 1日16時間超が1か月について7回以内 ③ 夜間4時間以上の仮眠時間を与える（18時間超の場合）	P.37～
	隔勤	1か月の拘束時間：262時間以内（労使協定により1か月270時間まで延長可） （さらに、①②の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可） 2暦日の拘束時間：①②の要件を満たす場合、24時間まで延長可 ① 夜間4時間以上の仮眠時間を与える ② 2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内	P.37～
休日	連続33時間以上（休息期間9時間+24時間）、隔日勤務は連続44時間以上（休息期間20時間+24時間） ・いかなる場合であっても、30時間を下回らない。休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない。		P.40
予期し得ない 事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる。 勤務終了後、休息期間（1日勤務：継続11時間以上、2暦日勤務：継続24時間以上）を与えることが必要		P.41～

36協定の記載・届出方法

原則

労働時間 **1日8時間** 及び **1週40時間**

休日 **毎週少なくとも1回**（又は4週間に4日以上）



例外

時間外労働・休日労働 を行わせるとき

36協定の締結・届出が必要

時間外労働の上限（時間）と休日労働の上限（回数）を決める

～2024（令和6）年3月31日

36協定の時間外労働時間数 上限なし



2024（令和6）年4月1日～

36協定の締結
（様式9号の3の4）

原則

1 か月 **45**時間以内
1 年 **360**時間以内

特別条項付き36協定の締結
（様式9号の3の5）

例外

1 か月 —
1 年 **960**時間以内

※時間外労働のみの時間数
（休日労働の時間数は含まない）

- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制は、適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定） 2024（令和6）年4月1日～

～2024（令和6）年3月31日

自動車運転者以外（事務員・運行管理者など）

月45時間
年360時間以内 (※1)

9号

または

月45時間
年360時間超

9号の2

+

自動車運転者

上限なし

9号の4

+

労使協定

時間外労働・休日労働
に関する協定書

2024（令和6）年4月1日～

月45時間
年360時間以内 (※1)

9号の3の4
(1枚)

または

月45時間
年360時間超

9号の3の5
(2枚)

自動運転者 年960時間以内

自動運転以外 年720時間以内 (※2)

1枚目：月45時間以内の届出書
（9号の3の4と同じ事項）
2枚目：月45時間超の届出書

+

労使協定

時間外労働・休日労働
に関する協定書

(※) 36協定届が労使協定を兼ねる場合
労使協定の添付（届出）は不要

(※1) 1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間は1か月42時間、1年320時間

(※2) 自動車運転以外の業務は、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回まで

労使協定 | 時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

バス

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇 (〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に 該当しない 労働者	需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処理するため	自動車運転者 (バス)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に伴う運行の変化等に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処理するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(バス)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年又は4週間及び52週間についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

タクシー

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇 (〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に 該当しない 労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者 (タクシー)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(タクシー)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

パンフレット P.25-27



パンフレット P.21-23



よくある質問（①施行日（2024年4月1日）をまたぐ36協定等）

Q

- Aバス観光（株）は、毎年1月1日～12月31日を有効期間として、拘束時間等を延長する労使協定を締結し、36協定を届け出ています。
- このため、例年どおり、2024（令和6）年1月1日から12月31日を有効期間とする労使協定を締結し、36協定を届け出る予定です。
- この場合、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用は、どのようになるのでしょうか。労使協定を締結し直したり、36協定を改めて作成して出し直す必要はあるのでしょうか。

A

- **施行日をまたぐ36協定や労使協定は、その協定の有効期間内（1年間）まで有効**です。
- 施行日に合わせて、改正改善基準告示の内容の労使協定を締結し直したり、年960時間以内とする36協定（様式「9号の3の4」または「9号の3の5」）を改めて作成して出し直す必要はありません。
- Aバス観光（株）の場合は、2024（令和6）年1月1日から12月31日を有効期間とする労使協定・36協定**以後に新たに締結する36協定・労使協定から時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示に対応**することになります。（2025（令和7）年1月1日から対応することになります。）

よくある質問（②運行管理者への改善基準告示の適用）

Q

- 出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転をする場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されますか？

A

- 運行管理者Bが、「自動車の運転の業務に主として従事する」者に該当するとき、改善基準告示が適用されます。
- 具体的には、運行管理者Bが、
 - **実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、**
かつ
 - 当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合に、改善基準告示の対象となります。

相談窓口等の紹介 ～おわりに～

ふくい働き方改革推進支援センター

☎ 0120-144-864

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukui/>



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<http://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>

